

# 第13回全国フォーラム



## 第1セッション

### 成年後見制度利用促進基本計画からの 5年を振り返る

1. これまでの実施状況と課題の整理  
(専門家会議で提起した3つの課題から)
2. 尾張東部の促進計画の見直しに向けて

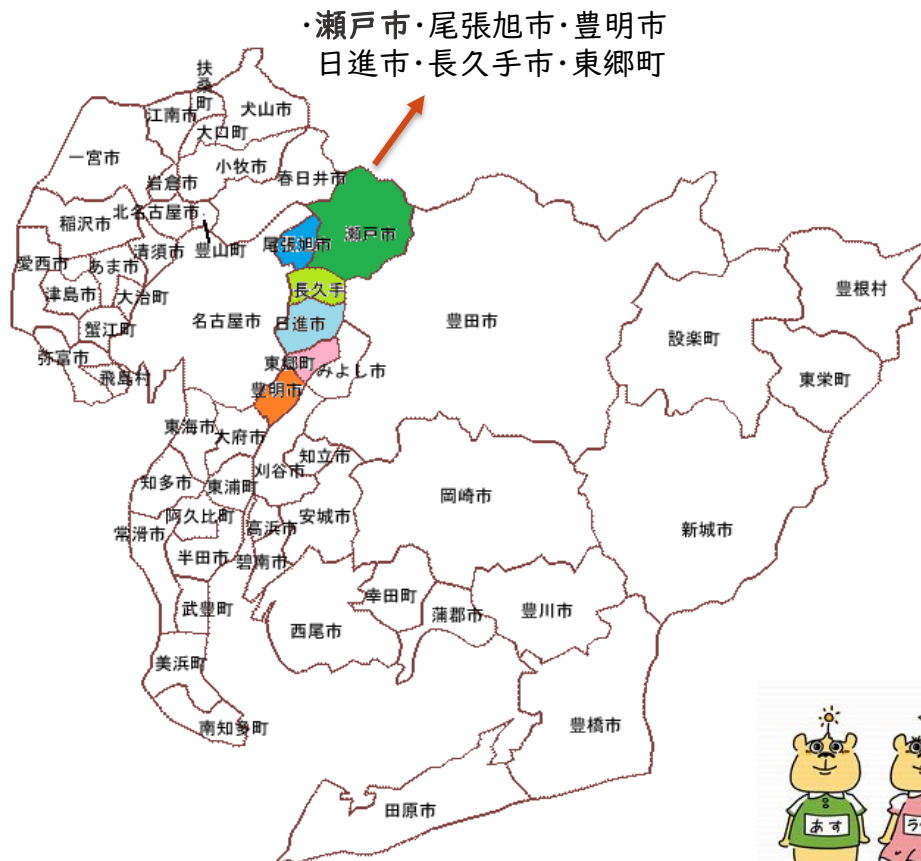
尾張東部権利擁護支援センター「あすライツ」  
センター長 住田敦子

# 特定非営利活動法人 尾張東部権利擁護支援センター紹介

## 設置主体(5市1町) あすライツ



平成23年10月開設



・瀬戸市・尾張旭市・豊明市  
日進市・長久手市・東郷町

- ①職員数 12人(設置時3人)
- ・センター長 (専門相談員兼務)
  - ・専門相談員 7人(社会福祉士)
  - ・事務員 4人(支援員兼務)

②事業内容  
**広報啓発・相談・人材育成・法人後見**

	後見	保佐	補助	合計
認知症	17	6	1	24
知的障害	4	2	2	8
精神障害	19	5	4	28
合計	40	13	7	60



5市1町人口合計 478.424人  
 (令和2年12月1日現在)

終了38名  
 市民後見人へのリレー8名  
**法人後見 累計106名**  
 (令和3年7月1日現在)

平成31年4月から6市町の中核機関を受託

# 平成30年度「尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画」 におけるセンター事業の業務分析

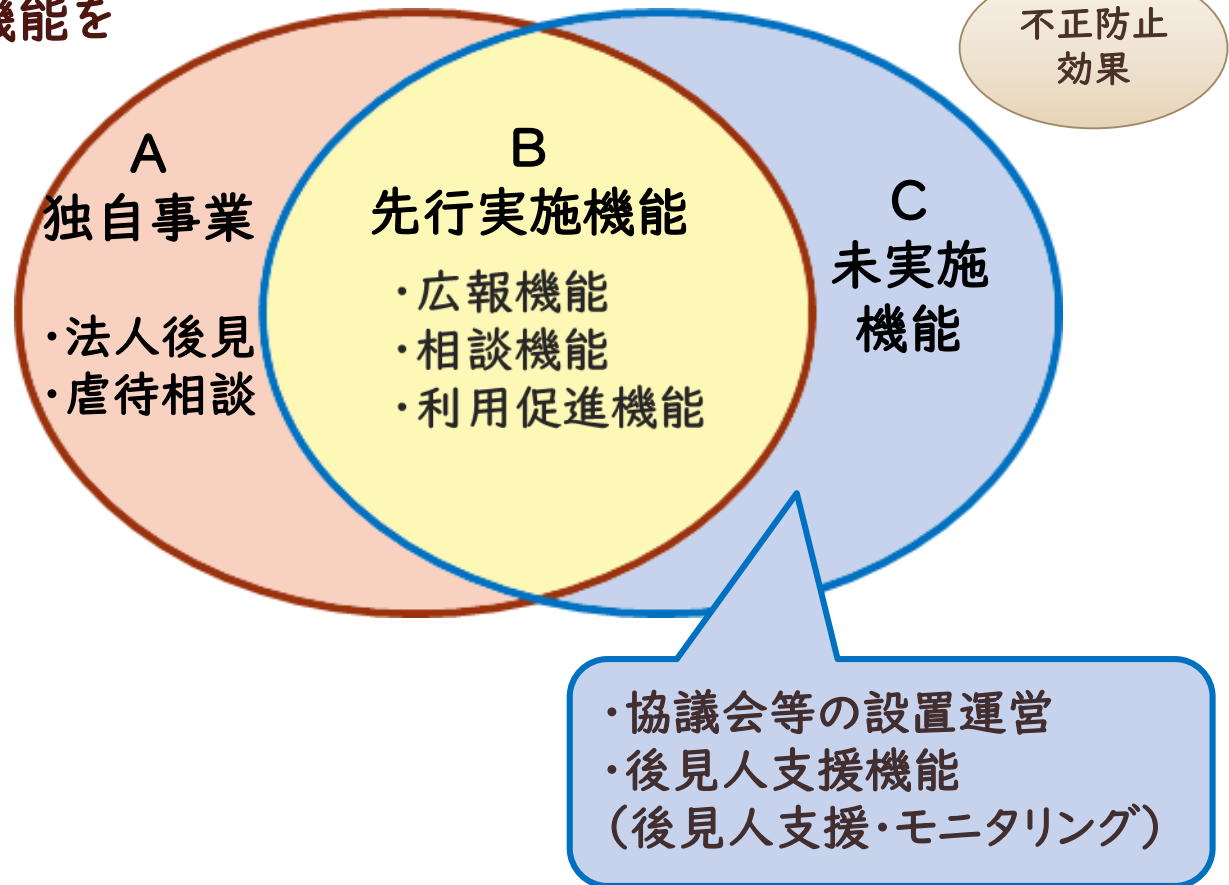


権利擁護支援  
センターの機能

中核機関の機能

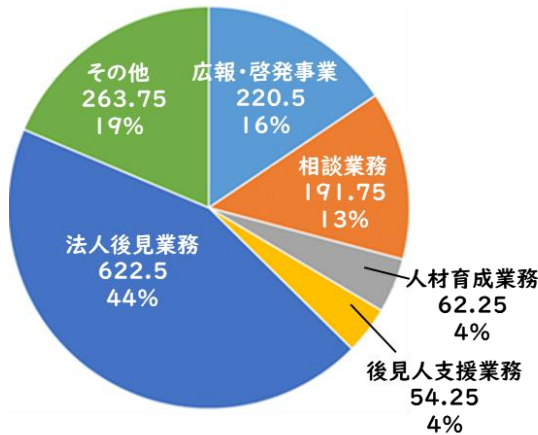
①中核機関に求められる機能を  
BとCに区分

②AとBの業務分担の分析



総労働時間1415時間

平成29年6月  
尾張東部成年後見センター労働時間内訳



# これまでの実施状況と課題の整理

---



## 1 中核機関と法人後見

－候補者調整における公平性と法人後見の課題－

## 2 担い手の確保と意思決定支援

－受任者調整の取組と苦情－

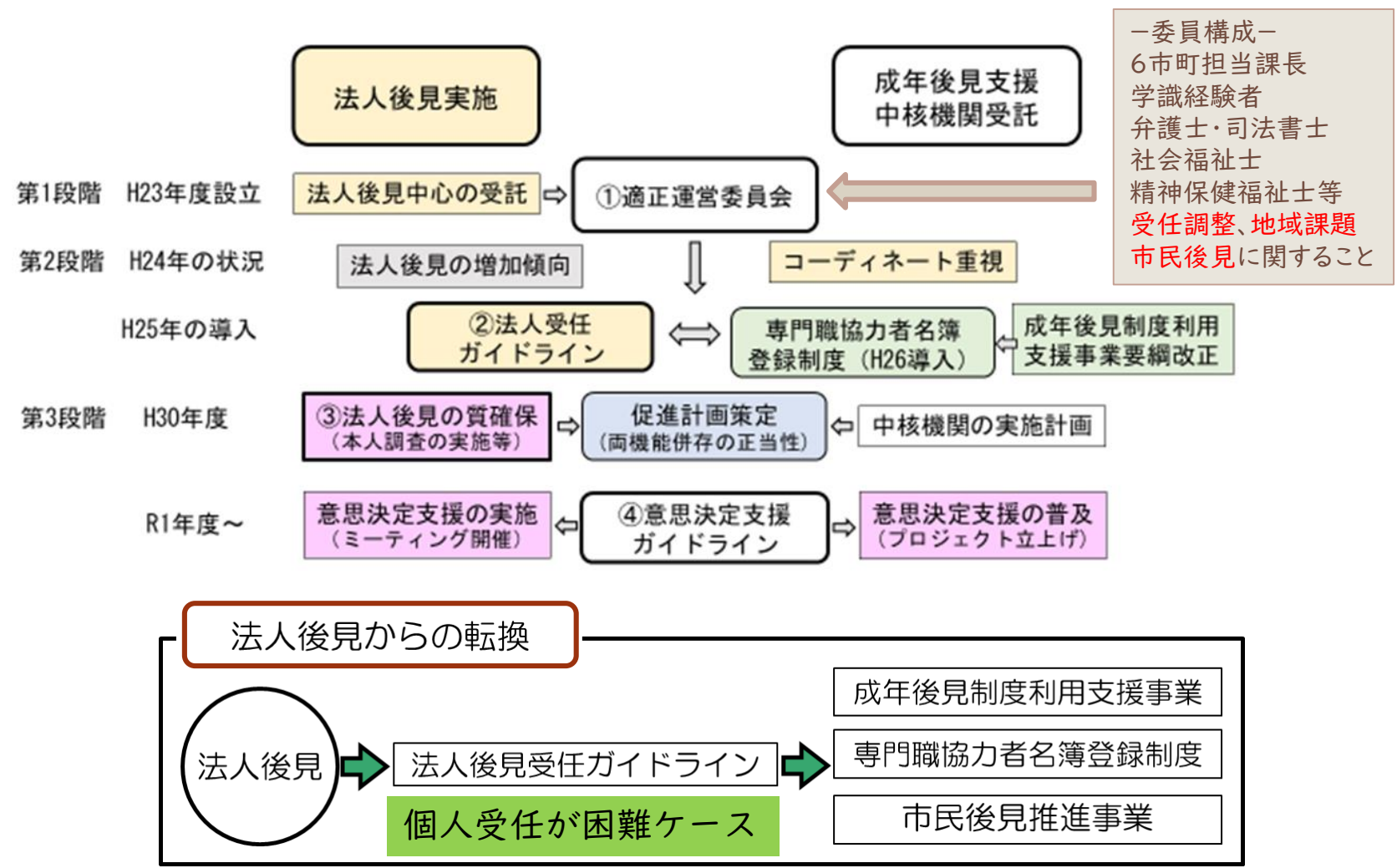
## 3 地域連携ネットワークの推進

－他機関との連携の工夫と課題－



# 1 中核機関と法人後見

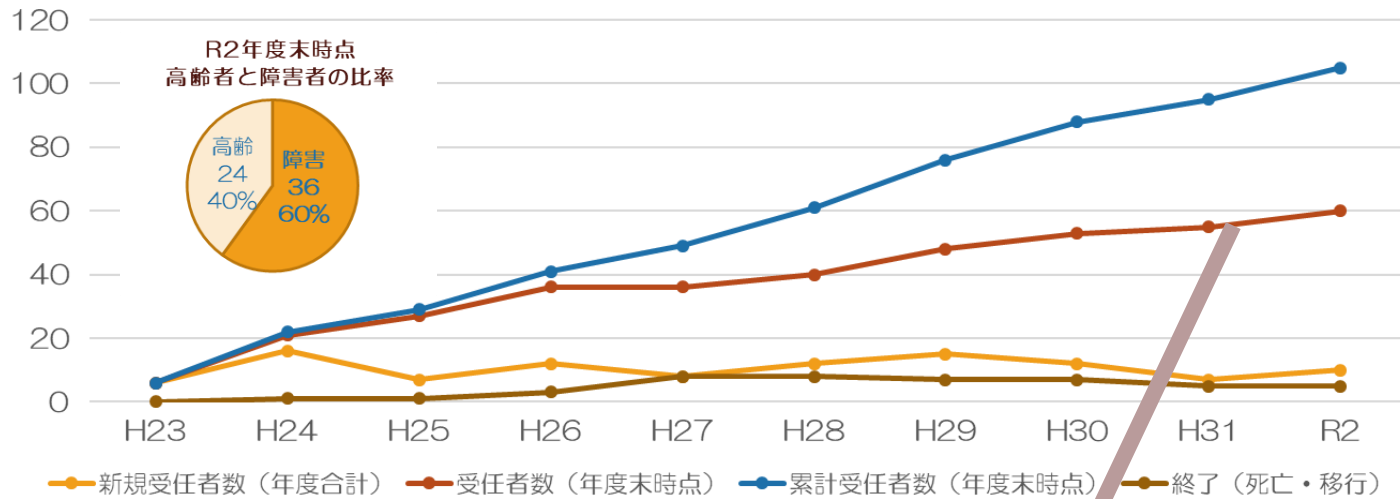
## — 受任者調整における公平性、透明性 —



# 1 中核機関と法人後見

## — 法人後見における課題 —

- ①障害のある人の受任は長期間に及ぶ
- ②圏域内（6市町47万人）には法人後見実施機関がない



### 法人後見から市民後見人へのリレー実績

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3
バンク登録者数	19	19	38	35	43	39
※ 法人後見からのリレー累計	4	4	5	6	7	10
受任者累計	5	10	12	19	20	27

法人後見受任後、安定した方は市民後見人へリレー（法人は監督人）本人・法人双方にとってのメリットとなっている

## 2 担い手の確保と意思決定支援

### － 受任者調整の取組（利用促進機能） －



- ① 専門職後見人の確保と受任者調整の仕組み  
－ 専門職協力者名簿登録制度と受任調整 －
- ② 家庭裁判所との受任者調整の認識共有  
－ 架空事例を用いた事例検討会 －
- ③ 苦情の対応と意思決定支援の推進

## 2 担い手の確保と意思決定支援



### ①-1 専門職協力者名簿登録制度（受任者調整・利用促進機能）

法人受任以外の候補者調整の課題

**専門職後見**  
(第三者後見の活用)

必須条件

成年後見制度利用支援事業  
**整備・拡充**

1. 後見人等の候補者
2. 市民後見人専門相談
3. 権利擁護一般専門相談
4. 各種法律手続き依頼  
(相続、債務整理等)
5. 司法・医療・福祉合同研修会

弁護士25名 司法書士45名

合計70名登録(2022年1月)

平成26年 専門職協力者名簿登録制度開始



尾張東部圏域5市1町共通「**成年後見制度利用支援事業要綱**」整備  
専門職後見人の報酬担保

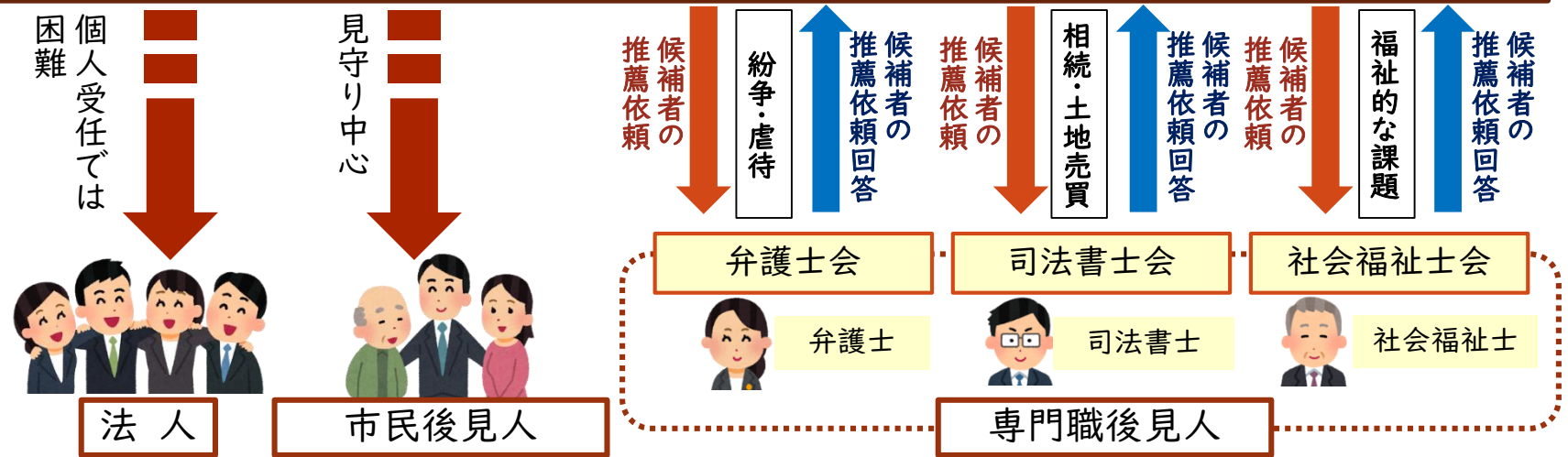


## 2 担い手の確保と意思決定支援

### ①-2 受任者調整および事前マッチングの実施



中核機関= (1) 課題に応じた候補者の調整



(2) 申立て前に本人と後見人等候補者との事前面談を行い、お互いに了解の上候補者として申立てを行う

	法人	市民後見人	弁護士	司法書士	社会福祉士	全体
候補者調整依頼件数	9	1	8	15	22	55
調整決定 実人数	9	1	8	12	14	44
事前マッチング実施数	9	1	8	12	14	44
事前マッチング実施率	100%	100%	100%	100%	100%	100%

申立て支援・候補者調整実施状況 2020年4月~2021年2月

受任者調整が困難になりつつある課題に応じた専門職の調整が困難（専門職の不足）  
例：社会福祉士不足のため、法的課題はないが法律職を調整



## 2 担い手の確保と意思決定支援

### ② 家庭裁判所との受任者調整における認識共有 —架空事例を用いた事例検討会—

#### 受任者調整 (すべての申立てに受任者調整+事前面談実施)

利用促進計策定プロセスの一環として、家裁との検討の場を組織化

家庭裁判所と選任のイメージの共有するために、架空の事例を用いて候補者イメージについての意見交換会(複数後見や身上保護の考え方)

促進計画策定委員会  
プロジェクトチーム  
弁護士・司法書士・社会福祉士  
幹事市行政・センター

尾張東部:候補者=職種+人  
(事前面談)

中核機関による候補者調整

家裁による候補者の選任

家庭裁判所主催の連絡協議会における  
候補者イメージの共有

愛知県内の自治体・中核機関・支部家裁を含めた共有



## 2 担い手の確保と意思決定支援

### ③-1 苦情対応と意思決定支援

---

#### ◎受任者調整の推進に伴う苦情対応

最初は良くても長期にわたる受任期間のなかで

- ・ 本人、関係者から苦情が持込まれる
- ・ 本人の希望（交代）に後見人が辞任をしない

#### ◎後見人を含む意思決定支援の理解不足

- ・ 後見人に対する苦情の要因に意思決定支援の内容が含まれる
- ・ 福祉関係者による後見人へのパターンリズムの強要



## 2 担い手の確保と意思決定支援

### ③-2 「専門職協力者名簿登録者」へのアンケート調査の実施

対象者【弁護士(23)・司法書士(30) 合計53名 回収率51%】  
実施期間 平成30年9月

Q:後見人として支援されている中で困っていることはありますか

ある・・・85%

- ・本人の意思がわからない・・・43%
- ・本人にとって適切なサービスがわからない・・・40%

Q:利用促進法や利用促進計画に関する研修会があれば受講しますか  
受講する 85%

⇒研修機会等をとおして

意思決定支援について医療・福祉関係者と共に学ぶ場をつくる

### 3 地域連携ネットワークの推進 －他機関との連携と市民後見－

---



- ①日常生活自立支援事業担当者ミーティング
- ②各ネットワークを繋ぐ工夫－多職種連携
- ③市民後見の推進

# 3. 地域連携ネットワークの推進

## ① 6市町の日常生活自立支援事業担当者MT

6市町社会福祉協議会（日常生活自立支援事業担当者）との連携

→ 日自から成年後見制度へのスムーズな移行

定期的な事例検討会開催（促進計画に位置付け）

← 行政職員の参加



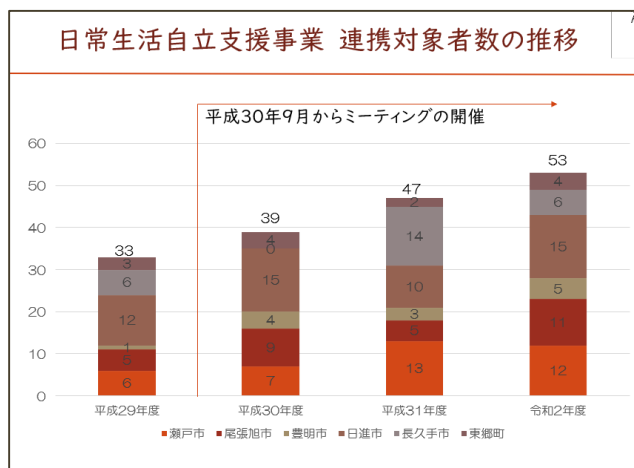
ミーティングにおけるPT（プロジェクトチーム）による活動

そろそろPT そろそろシート作成・試行的実施（連携ツール）

PTの3年間の成果

- ① 相談件数・移行の促進
- ② そろそろシートの開発

— 連携推進 —



そろそろシート（日自移行用）

氏名	年齢	性別	障・疾
住所	電話番号	連絡先	相談先
相談内容	相談の経緯	相談の経過	相談の結果
相談の状況	相談の経過	相談の結果	相談の経過

令和3年度から生活困窮者自立支援事業担当者ミーティング参加拡大

# 3.地域連携ネットワークの推進

## ②各ネットワークをつなぐ工夫



計画進行管理推進委員会での  
新たなプロジェクト

被後見人モニタリング全件調査  
事例検討＋スーパービジョン

- ・専門職後見人
- ・市民後見人
- ・行政
- ・福祉関係者
- ・家庭裁判所等



令和3年度発足  
意思決定支援  
プロジェクト

多職種による  
合同研修会の  
開催



- ・行政
- ・医療
- ・福祉
- ・司法
- ・保健



日常生活  
自立支援担当者  
ミーティング

電子連絡帳を  
活用した  
ネットワーク  
の構築

- ・在宅医療
- ・病院
- ・医師会
- ・行政
- ・福祉
- ・司法

計画策定における試行事業より継続

令和3年から  
日自担当者＋生活困窮者担当者＋行政へ拡大



連携課題：PTやミーティングの継続における主体化



# 3.地域連携ネットワークの推進

## ③-1市民後見の推進 平成27年から実施ー

### 適正運営委員会

役割:センター事業内容の監督

センターが後見人等候補者になることの適否

市民後見人候補者の適否、受任調整

市民後見人候補者の登録、抹消

構成:①学識経験者 ②弁護士

③司法書士 ④社会福祉士

⑤精神保健福祉士 ⑥愛知県瀬戸保健所職員

⑦構成市町行政職員

⑧地域包括支援センター又は障害者相談支援センター

⑨尾張東部権利擁護支援センター職員

### 市民後見人分科会

#### 選考分科会

役割:①養成研修第2次選

②バンク登録者選考

構成:適正運営委員会委員長が指名

#### 受任調整分科会

役割:①市民後見人候補者

ケースの適否

②市民後見人候補者の調整

構成:適正運営委員会委員長が指名

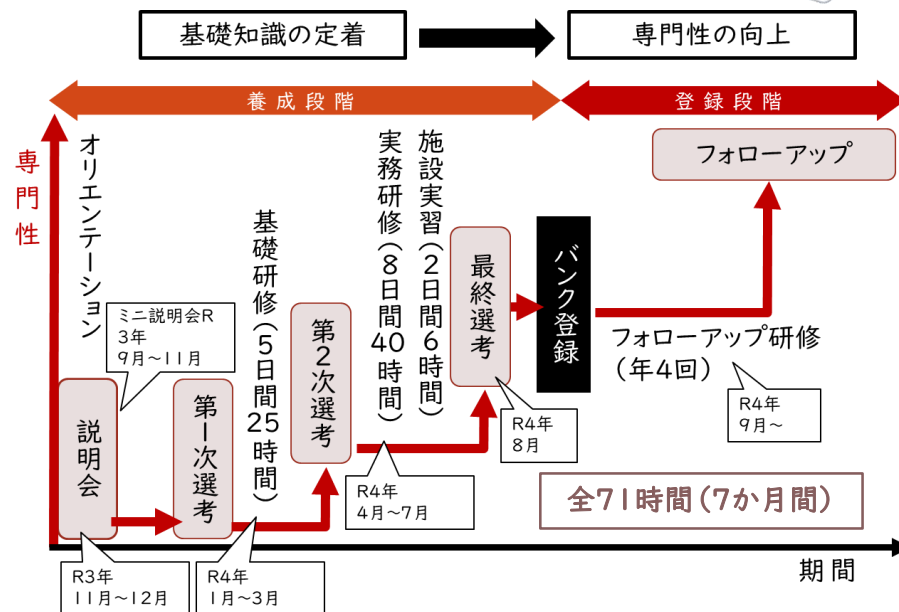
地域共生社会の実現を目指し、

権利擁護と地域福祉の担い手として

市民後見活動を展開



### 市民後見人養成研修(第4期瀬戸市)





### 3.地域連携ネットワークの推進

#### ③-2 市民後見の推進 バンク登録人数と受任件数



令和3年12月時点

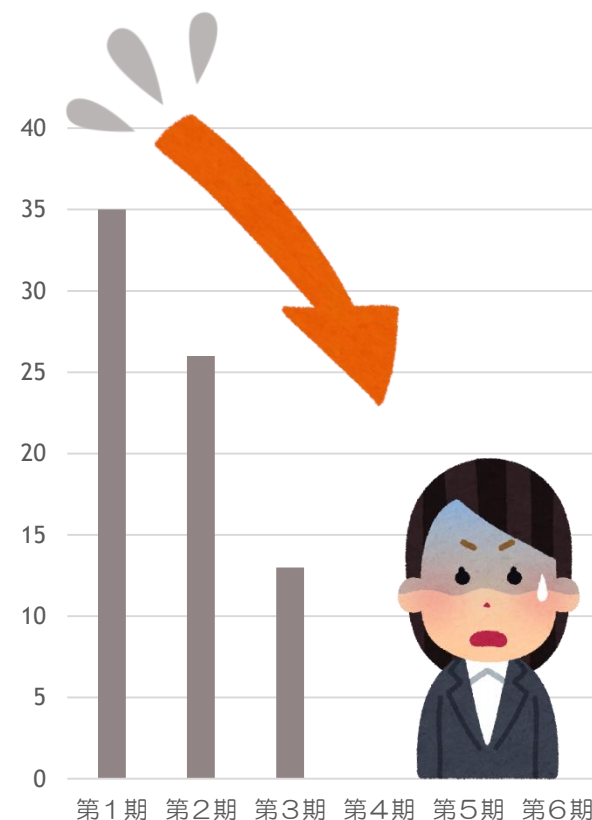
	瀬戸市	尾張旭市	豊明市	日進市	長久手市	東郷町	合計	受任率
1期登録時人数	3	3	3	8	1	1	19	
受任件数	3	2	1	4	1	1	12	63.2%
2期登録時人数	6	7	1	5	0	0	19	
受任件数	5	7	0	3	0	0	15	78.9%
3期登録時人数	0	1	3	2	1	1	8	
受任件数	0	0	2	1	0	0	3	37.5%
登録人数合計	9	11	7	15	2	2	46	
受任件数合計	8	9	3	8	1	1	30	65.2%
登録抹消人数	4	1	0	2	0	0	7	
現在の登録人数	5	10	7	13	2	2	39	

### 3.地域連携ネットワークの推進



## ③-3市民後見人養成研修受講者状況

	開催年	開催市町	受講者数
第1期	2016年	日進市	35人
第2期	2018年	尾張旭市	26人
第3期	2020年	東郷町	13人
第4期	2022年	瀬戸市	?
第5期	2024年	豊明市	?
第6期	2026年	長久手市	?



①年々、受講者数が減少傾向

②バンク登録者が不足しているため必要なケースの調整が困難



# 3.地域連携ネットワークの推進

## ③-4 市民後見の推進 愛知県市民後見推進事業の共同受託

平成29年度同事業を受託、平成30年度から尾張北部権利擁護支援センターと共同受託での実施。

令和2度からは一般社団法人愛知県社会・尾張北部権利擁護支援センターの3つの法人により共同で受託している。

尾張東部権利擁護支援センター



尾張北部権利擁護支援センター



愛知県社会福祉士会

市民後見推進事業実績 ※愛知県からの受託事業

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
開催日	平成29年9月24日	一宮市：平成31年1月30日 刈谷市：平成31年2月2日	令和2年3月3日	令和3年3月3日
主催者	尾張東部成年後見センター (旧名称)	尾張東部成年後見センター、 尾張北部権利擁護支援センター共催	尾張東部権利擁護支援センター、 尾張北部権利擁護支援センター共催	尾張東部権利擁護支援センター、 尾張北部権利擁護支援センター、 愛知県社会福祉士会共催
開催地	名古屋市	一宮市、刈谷市	名古屋市	名古屋市
参加人数	288人	190人	80人 (※コロナウイルス対策)	150名 オンライン参加あり
概要	タイトル 「知って得する成年後見制度」 ①講演 『成年後見制度と市民後見の推進』 ②市民後見人の活動報告 ③寸劇 『知って納得！市民後見人』 パネルディスカッション	タイトル 「豊かに生きる権利を守る ～成年後見制度の活かし方」 ①講演 ②パネルトーク 『市民後見人の実践事例』	タイトル 「能楽堂で学ぶ市民後見」 ①『豊かで笑って学ぶ成年後見』 ②講演 『市民後見人がめざすもの』 ③パネルトーク 『市民後見活動の実際 あなたにできる地域貢献』	タイトル 「あなたもできる市民後見」 ①講演 『権利擁護としての成年後見制度』 ②パネルトーク 『市民後見人の活動とこれから』

### 令和3年度

地域共生社会と市民後見  
2022.2.15 13:00-15:40  
●会場：尾張東部権利擁護センター（ワンクアール）小ホール1（定員120名）  
●オンライン参加あり  
●申込期間：2022.3.11(水)～3.14(月)  
1部「市民後見人が関わる新しい権利の時代」  
講師：尾張東部権利擁護センター 事務局  
2部「市民後見人の活動の実際」～パネルトーク  
①市民後見人の活動の実際  
②市民後見人としての市民後見の意義  
●コーディネーター 尾張東部権利擁護支援センター 事務局  
●モデレーター 尾張東部権利擁護支援センター 事務局  
●パネラー 尾張東部権利擁護支援センター 事務局  
●司会 尾張東部権利擁護支援センター 事務局

課題：県内で市民後見の取り組みが増えているわけではない。



# まとめ

---

- ① 権利擁護支援センター中核機関へ  
地域連携ネットワークの構築、コーディネートを重視  
✓ 市民後見、法人後見の推進課題
  
- ② 本人にとって適切な後見人の選任のための支援  
候補者調整の仕組み  
✓ 苦情への対応課題
  
- ③ 本人にとってメリットを感じられる制度の運用  
意思決定支援の推進の取組み  
✓ 後見人のみならず、支援者、地域社会への浸透への課題

## 2 尾張東部の促進計画の見直しに向けて



- 見直しのために2つの協議の場を役割分担  
(3つの課題との関連から)
  - 1) 尾張東部圏域成年後見制度利用促進  
計画進行管理推進委員会 年2回 (PJの確保も)
    - ①「苦情対応」のシステム化 (試行的事業へ)
    - ②地域連携ネットワークの推進 (意思決定支援の  
ネットワーク化等)
  - 2) 適正運営委員会 年6回 (新規に位置づけ)
    - ③法人後見実施機関の育成の検討・市民後見推進

# 担い手の確保 地域連携ネットワークの推進

---

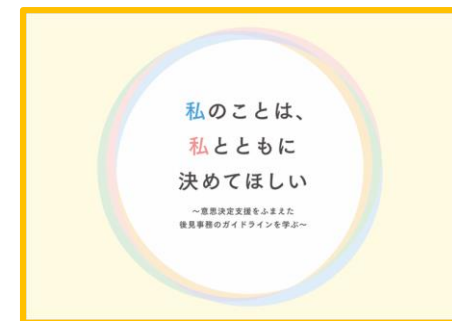
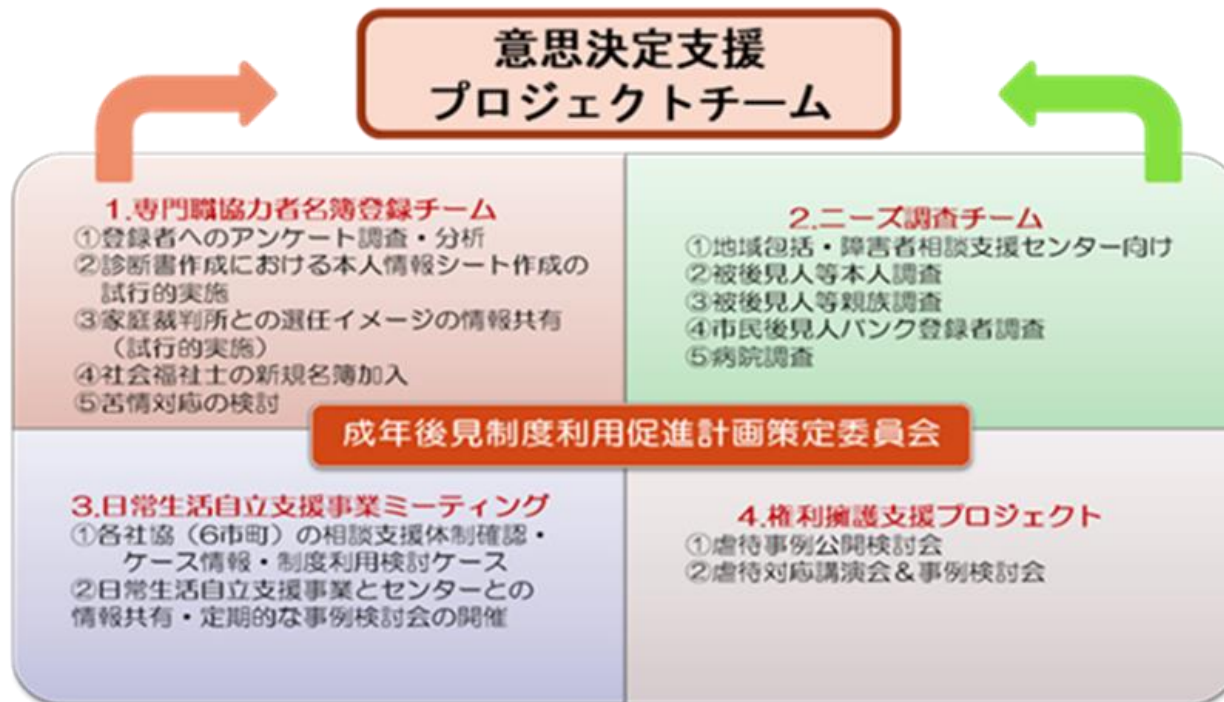


## ①法人後見実施機関の検討

- 6市町社会福祉協議会への行政を通じた働きかけ
- 地域の社会福祉法人の取組
- 愛知県行政への期待

## ②新たな専門職の参画

# 意思決定支援の推進の取組 令和3年度～



意思決定支援研修資料からの抜粋

地域の相談支援に従事者に対する **リーダー研修** の実施  
意思決定支援研修および事例検討／外部講師によるスーパービジョン